

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、翌日
に当る)

規則

目次

- ◇規則 鳥取県老人医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告示 生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止
生活保護法による医療機関の指定
入会林野整備計画の認可
公有水面の埋立ての免許
河川区域とみなされる区域の廃止
廃川敷地の生成
- ◇公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇公告 あん摩マツサージ指庄師、はり師及びきゆう師試験の実施
- ◇正誤 昭和四十七年十二月鳥取県告示第千三十三号中訂正

鳥取県老人医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二号

鳥取県老人医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県老人医療費助成条例施行規則（昭和四十七年二月鳥取県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この規則は、鳥取県老人医療費助成条例（昭和四十六年七月鳥取県条例第二十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条中「補助金の額は」を「条例第三条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の額は」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（条例第二条第一項第二号の規則で定める額等）

第二条 条例第二条第一項第二号の規則で定める額は、所得税法（昭和四

十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)がないときは、三十八万円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金 額
一 人	五〇五、〇〇〇円
二 人 以 上	五〇五、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき一三五、〇〇〇円を加算した額

2 条例第二条第一項第二号に規定する所得(以下「所得」という。)は、

一月から六月までの間に受けた医療に係る老人の医療費については、前年の所得とし、七月から十二月までの間に受けた医療に係る老人の医療費については、前年の所得とする。

3 所得の範囲及び所得の額の計算方法については、老人福祉法施行令(昭和三十八年政令第二百四十七号)第三条及び第四条の定めるところによる。

様式第一号中「第3条」を「第4条」に改め、様式第二号を次のように改める。

様式第2号

老人医療費補助所要額調書

年度

市町村名

1 老人医療費補助所要額

老人医療費補助基本額 (イ) 円	補助所要額 $(イ \times \frac{1}{2})$ (ロ) 円	備 考

注 老人医療費補助基本額算出内訳を別紙として添附すること。

2 補助対象老人人口

補助対象老人人口 (年 月 日現在)	内 訳	人 員		備考
		条例第2条第1 項第1号に該当 する者	条例第2条第1 項第2号に該当 する者	
	国民健康保険被保険者			
	その他の 社会保険	被保険者又は組合員		
		被 扶 養 者		
	計			

注 補助対象老人人口は、老人医療費補助金交付申請書の提出月の初日現在とする。

様式第4号

老人医療費補助金受入額調書(第 / 4半期分)

市町村名

交付決定額累計 (ア) 円	前回までの受入額 (イ) 円	今回請求額 (ウ) 円	残額 (ア)-(イ+ウ) (エ) 円	備考

様式第四号から様式第六号までを次のように改める。

様式第5号

老人医療費経理状況調

(年度 / 4半期分)

市町村名

区 分	支 出 済 額							補 助 所 要 額 (ア× $\frac{1}{2}$) (イ)	県 補 助 金 受 入 額 (ウ)	差 引 過 不足 額 (エ)	備 考
	前期までの支出済額	本期支出内訳				合計 (フ)					
		月分	月分	月分	計						
現 物 老人医療費	条例第1項第1号に該当する者	延件数	件	件	件	件	件	/	/	/	
		金額	円	円	円	円	円				
	条例第2項第2号に該当する者	延件数	件	件	件	件	件				
		金額	円	円	円	円	円				
償 還 給付額	条例第1項第1号に該当する者	延件数	件	件	件	件	件	/	/	/	
		金額	円	円	円	円	円				
	条例第2項第2号に該当する者	延件数	件	件	件	件	件				
		金額	円	円	円	円	円				
小 計	条例第1項第1号に該当する者	延件数	件	件	件	件	件	/	/	/	
		金額	円	円	円	円	円				
	条例第2項第2号に該当する者	延件数	件	件	件	件	件				
		金額	円	円	円	円	円				
合 計	延件数	件	件	件	件	件	円	円	円		
	金額	円	円	円	円	円					

注 延件数は、老人医療助成費受給票及び老人医療助成費申請書の件数を記入すること。

様式第6号

老人医療費補助事業実績報告書

番 号

職 氏 名 殿

鳥取県老人医療費助成条例施行規則第8条の規定に基づき、 年度における事業実績を次のとおり報告します。

年 月 日

市町村長 氏 名 回

記

助成費支給人員				老人医療 助成費支 出額 (ア)	老人医療 補助基 本額 (イ)	補助所要額 $(1 \times \frac{1}{2})$ (ウ)	補助金 受入済額 (エ)	差引過 不足額 (ウ)-(エ) (オ)	備 考
区 分	人 員		円						
	区 分	実人員		延件数					
国民健康保険 被保険者	条例第2条第1項 第1号に該当する者	人	件	円	円				
	条例第2条第1項 第2号に該当する者	人	件	円					
その他の社会保 険被扶養者	条例第2条第1項 第1号に該当する者	人	件	円	円				
	条例第2条第1項 第2号に該当する者	人	件	円					
小 計	条例第2条第1項 第1号に該当する者	人	件	円	円				
	条例第2条第1項 第2号に該当する者	人	件	円					
合 計		人	件	円	円	円	円	円	

- 注 1 実人員数は、本年度に老人医療助成費を支給した実人員数を記入すること。
- 2 延件数は、本年度に老人医療助成費受給票及び老人医療助成費申請書により支給した件数を記入すること。

添附書類 老人医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書

附 則

この規則は、昭和四十八年二月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十八年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十八号）中別表の第一種県営住宅の表の福守第五団地、面影第三団地及び面影第四団地に関する部分の施行期日は、昭和四十八年二月一日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

境港

七、六一〇円

を

面 面 福 境

港	七、六一〇円
守第五	六、八八〇円
影第三	八、五〇〇円
影第四	九、六八〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年二月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	廃止年月日
川原産科婦人科医院	米子市加茂町一ノ八	昭和四十七年十月十六日
中原医院	倉吉市国府三五七	十七日
キモト歯科医院	宮川町一七七ノ四	〃
萬田医院	境港市相生町一四	三十一日

鳥取県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十八年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地
昭和四十七年十月十八日	キモト歯科診療所	倉吉市昭和町一七八の一
〃	福庭医院	境港市相生町一七七

鳥取県告示第九十四号

日野郡日野町福長漆原上入会林野整備組合組合長生田栄から申請のあつた漆原上入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十八年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 免許の日

昭和四十八年一月二十二日

二 免許を受けた者

鳥取県

三 埋立ての場所及び面積

岩美郡岩美町大字田後字才谷東側四の一 地先から同町大字田後字才谷東側一の一 地先まで

九三二・六二平方メートル

四 埋立ての目的

田後港改修工事に係る港湾施設の用地造成のため

五 埋立工事の期限

昭和四十九年三月三十一日

鳥取県告示第九十六号

橋津川水系に係る二級河川埴見川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の~~図~~の赤色で着色した部分の区域について河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(図面省略)

鳥取県告示第九十七号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称

橋津川水系に係る二級河川埴見川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十八年一月三十日

三 廃川敷地の位置

東伯郡東郷町大字長江字巖崎三三五番次一池先から同町大字門田字小池一七〇番一池先まで

四 廃川敷地の種類及び面積

土地 三、三十十・一三平方メートル

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年一月三十日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第一号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取郡家警察署の項中

万代寺	大字
〃	〃
〃	〃

万代寺	を	〃	石田百井	〃	〃	大字	石田百井	に改め
-----	---	---	------	---	---	----	------	-----

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

あん摩ツツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩ツツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和48年1月30日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1. 試験の日時
 学科試験 昭和48年2月27日 午前9時から
 実地試験 昭和48年2月28日 午前9時から
2. 試験の場所
 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
3. 受験願書の提出期限
 昭和48年2月10日（郵送の場合は、昭和48年2月10日までの消印のあるものは、有効とする。）
4. その他受験についての詳細は、鳥取県厚生部医務課へ問い合わせると。

正 誤

昭和四十七年十二月鳥取県告示第十三十三号（解除予定の保安林にする旨の通知について）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
四	上	三	九二二の六	九二二の六、九二三の六